

令和4年10月4日招集

第2回定例会会議録

君津富津広域下水道組合議会

令和4年第2回君津富津広域下水道組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年10月4日
1. 招集の場所 君津市議会全員協議会室
1. 開会の日時 令和4年10月4日 午後2時00分

1. 出席議員 14名

1番	宇野晋平君	2番	村上幸人君
3番	宮崎晴幸君	4番	千倉淳子君
5番	高橋健治君	6番	下田剣吾君
7番	諸岡賛陞君	8番	三木千明君
9番	磯貝清君	10番	三浦道雄君
11番	平野英男君	12番	石井志郎君
13番	小泉義行君	14番	中川茂治君

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者	石井宏子君	副管理者	高橋恭市君
監査委員	磯貝昭一君	会計管理者	河野喜代子君
事務局長	長田幸二君	総務課長	曾根欣一君
管理課長	江利角英生君	建設課長	鳥部裕志君
総務課主幹	館林喜昭君	管理課主幹	松下順一君
総務課総務係長	笠原隆文君	建設課長補佐	吉岡貴幸君
管理課処理場長	平野浩一君		

1. 職務のため出席した者の職氏名

総務課主任主事	土田剛史	総務課主事	佐々木悠太
---------	------	-------	-------

開会及び開議

令和4年10月4日午後2時00分

○副議長（下田剣吾君） 皆さん、こんにちは。

本日は大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ご苦労さまでございます。

私は、副議長の下田剣吾でございます。議長が空席となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、議長が選挙されるまでの間、議長の職務を行いますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

当組合議会は、9月14日通知のとおり、クールビズを実施していますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は14名でございます。よって、定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回君津富津広域下水道組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

議員の紹介

○副議長（下田剣吾君） 日程に先立ちまして、富津市議会選出の渡辺純一君、猪瀬浩君、佐久間勇君、渡辺務君の4名から、5月12日付で組合議員の辞職願が提出され、同日付でこれを許可したので、ご報告いたします。

組合規約第7条第1項の規定による補欠選挙が行われ、新たに組合議員が選出されておりますので、私から議員の方々の紹介をいたします。

お名前を申し上げますので、お立ちいただき、自席からご挨拶をお願いいたします。

それでは、お名前を申し上げます。

宮崎晴幸君。

○3番（宮崎晴幸君） 宮崎です。よろしくお願いいたします。

○副議長（下田剣吾君） 千倉淳子君。

○4番（千倉淳子君） 千倉です。よろしくお願いいたします。

○副議長（下田剣吾君） 平野英男君。

○11番（平野英男君） よろしく申し上げます。

○副議長（下田剣吾君） 石井志郎君。

○12番（石井志郎君） よろしく申し上げます。

○副議長（下田剣吾君） 以上で、議員の紹介を終わります。

執行部の紹介

○副議長（下田剣吾君） 次に、執行部の紹介を自己紹介により、管理者から順次お願いいたします。

○管理者（石井宏子君） 皆さんこんにちは。

管理者の石井宏子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副管理者（高橋恭市君） こんにちは。副管理者の高橋です。よろしくお願いいたします。

○監査委員（磯貝昭一君） 監査委員を行っております磯貝昭一でございます。よろしくお願いいたします。

○会計管理者（河野喜代子君） 会計管理者を仰せつかっております、河野でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（下田剣吾君） 以上で、執行部の紹介を終わります。

○

諸般の報告

○副議長（下田剣吾君） 続いて、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に、監査委員から、令和4年1月分から6月分までの現金出納検査の結果報告がありました。下水道組合総務課にその写しがございますので、ご覧ください。

次に、本日、管理者から議案の送付があり、これを受理いたしましたので、ご報告いたします。

なお、議案につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、本日、写真撮影の申出があり、これを許可しましたので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

(参照)

君富下総第331号

令和4年9月13日

君津富津広域下水道組合議会

副議長 下田 剣 吾 様

君津富津広域下水道組合

管理者 石 井 宏 子

議案の送付について

令和4年第2回君津富津広域下水道組合議会定例会に付議する議案について別紙のとおり送付します。

記

議案第1号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
認定第1号	令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計決算の認定について
報告第1号	令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計継続費繰越計算書について
報告第2号	令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算繰越計算書について
報告第3号	令和3年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率の報告について

○

議事日程の決定

○副議長（下田剣吾君） 次に、本日の日程につきましては、会議規則第20条の規定により議長において定め、印刷配付してございます。

この日程に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

○

管理者挨拶

○副議長（下田剣吾君） ここで管理者から、開会に当たり挨拶があります。
管理者、石井宏子君。

（管理者石井宏子君登壇）

○管理者（石井宏子君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年第2回君津富津広域下水道組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

去る5月12日の富津市議会第1回臨時会におきまして、宮崎晴幸議員、千倉淳子議員、平野英男議員、石井志郎議員の4名の方々が新たに下水道組合議員となりました。議員皆様には、今後とも下水道事業の推進のためお力添えをいただきますよう、お願い申し上げます。

本定例会に提案いたします議案は、お手元の議案書のとおり、条例の制定が1件、令和3年度決算に係ります認定1件と報告が3件でございます。後ほど提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

○副議長（下田剣吾君） 以上で、管理者の挨拶は終わりました。

○

日程第1 議席の指定

○副議長（下田剣吾君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席の指定につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、私から指定させていただきます。議席につきましては、既に着席の席をもって議席の指定といたします。

3番、宮崎晴幸君、4番、千倉淳子君、11番、平野英男君、12番、石井志郎君。

以上のとおり議席を指定いたします。

○

日程第2 議長の選挙

○副議長（下田剣吾君） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推選により行いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（下田剣吾君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることを決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において、指名することにいたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（下田剣吾君） ご異議ないものと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に、石井志郎君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました石井志郎君を議長の当選人と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長(下田剣吾君) ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました石井志郎君が議長に当選されました。

会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

ここで、議長に当選されました石井志郎君に挨拶をお願いいたします。

石井志郎君。

(議長石井志郎君登壇)

○議長(石井志郎君) ただいま、皆様方のご推挙によりまして、君津富津広域下水道組合の議会の議長という大任を仰せつかり、誠にありがとうございます。

もとより、浅学非才な私であります。皆様方のご支援、ご指導をいただきながら、円滑にして活発な議会運営に専心いたす所存でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○副議長(下田剣吾君) それでは、石井志郎議長、議長席にお着き願います。

以上をもちまして、私の職務を終わらせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○

日程第3 会期の決定

○議長(石井志郎君) 改めまして、石井でございます。よろしくお願いいたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

会期は本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(石井志郎君) ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長(石井志郎君) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、9番、磯貝清君、11番、平野英男君を指名いたします。

○

(提案理由説明、補足説明、質疑、討論及び採決)

日程第5 議案第1号及び認定第1号並びに報告第1号から報告第3号まで

○議長(石井志郎君) 日程第5、議案第1号及び認定第1号並びに報告第1号から報告第3号までを一括議題といたします。

なお、議案の朗読につきましては、省略いたしますので、ご了承願います。

直ちに提案理由の説明を求めます。

管理者、石井宏子君。

(管理者石井宏子君登壇)

○管理者（石井宏子君） 議案第1号及び認定第1号並びに報告第1号から報告第3号までについて、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、国家公務員に係る、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置を踏まえ、非常勤職員の育児休業の取得回数制限の緩和等を行うため、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、認定第1号 令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計決算の認定について。

本議案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

令和3年度の収益的収入及び支出につきましては、収益が30億8,937万9,053円で、支出が28億4,519万6,660円でありました。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入が6億6,568万5,133円で、支出が9億1,724万139円となりました。全体的な収支としては、昨年度に引き続き、利益を出せている結果となりました。

次に、報告第1号 令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計継続費繰越計算書について。

本報告は、令和2年度に継続費設定いたしました君津富津終末処理場ストックマネジメント更新事業につきまして、令和3年度の継続費の事業の実施経費の一部を令和4年度に繰り越しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

次に、報告第2号 令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算繰越計算書について。

本報告は、令和3年度の君津富津終末処理場ストックマネジメント更新事業として、国の補正予算を活用し予算措置した君津富津終末処理場実施設計の作成に関する協定に係る事業費を令和4年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

次に、報告第3号 令和3年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率の報告について。

本報告は、令和3年度決算に基づき、本組合の資金不足比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定により、監査委員の意見をつけて、議会に報告するものでございます。

以上、議案第1号及び認定第1号並びに報告第1号から報告第3号まで、一括して提案理由の説明を申し上げましたが、これらにつきまして、事務局長から補足説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（石井志郎君） 以上で、管理者の提案理由の説明が終わりましたので、補足説明を求めます。

事務局長、長田幸二君。

(事務局長長田幸二君登壇)

○事務局長（長田幸二君） それでは、議案第1号及び認定第1号並びに報告第1号から報告第3号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

この条例は、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置を踏まえ、非常勤職員の育児休業の取得回数制限の緩和等を行うため、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容について、条例の新旧対照表でご説明いたしますので、恐れ入りますが、別冊の議案参考資料の1ページをご覧ください。

第2条の改正につきましては、非常勤職員が養育する子の出生の日から57日以内に育児休業を取得しようとする場合、改正前では、当該非常勤職員の任期が「子が1歳6か月に到達する日」まで必要とされておりましたが、改正後は、「子の出生の日から57日目より6か月を経過する日まで」に短縮することで取得要件の緩和を図るものでございます。その他、非常勤職員の育児休業の取得要件についての規程の整備をしております。

続きまして、2ページから3ページをご覧ください。

第2条の3の改正内容でございますが、1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員の育児休業について、改正前では、育児休業の開始日が、子の1歳到達日の翌日からとなっておりますが、夫婦交替での育児休業の取得など柔軟な取得を可能とするため、育児休業開始日を配偶者の育児休業終了日の翌日以前の日から取得を可能とするものでございます。

4ページをご覧ください。

次に、第2条の4の改正内容でございますが、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員の育児休業について、改正前では、育児休業の開始日が、子の1歳6か月に到達日の翌日からとなっておりますが、夫婦交替での育児休業の取得など柔軟な取得を可能とするため、育児休業開始日を配偶者の育児休業終了日の翌日以前の日から取得を可能とするものでございます。

第3条の改正内容でございますが、原則1回までとしていた育児休業の取得について、再度の育児休業を取得することができる特別の事情の一つとして、改正前は、あらかじめ育児休業等計画書により申し出た場合が規定されておりましたが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業の取得回数の制限が緩和され、特別の事情にかかわらず、原則2回まで育児休業を取得できるようになったことから、育児休業等計画書により申し出た場合の再度の育児休業の取得に係る規定を削除するものでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

第3条第7号の改正内容でございますが、任期の更新等により育児休業できる対象として、現行の非常勤職員に加え、新たに任期付き職員を規定するものでございます。

次に、第3条の2につきましては、規定を整備し、改正前の第2条の5を削除するものでございます。

次に、議案書にお戻りいただきまして、4ページをご覧ください。

附則につきましては、本条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

次に、認定第1号 令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計決算の認定について。

初めに、概況についてご説明申し上げますので、決算書の11ページをご覧ください。

(1) 総括事項でございますが、本組合の下水道事業につきましては、経営基盤の強化に資するため、令和2年度より地方公営企業法の財務規定を適用しております。

イの業務の状況でございますが処理区域面積は、日本製鉄株式会社大和田社宅の32ヘクタールが増加し、1,440ヘクタールとなりました。

次に、建設改良事業ですが、処理場の建設改良事業では、令和2年に策定したストックマネジメント計画に基づき、国費を活用し、君津富津終末処理場ストックマネジメント更新事業として、沈砂池ポンプ棟の外壁補修や沈砂かき揚げ機の製作などを実施したほか、君津富津終末処理場施設整備事業として、終末処理場の放流管用地の一部を用地取得しております。また、管渠の建設改良事業として、君津地区では、中野・中富汚水枝線築造事業、八重原汚水幹線築造事業、面整備管築造事業、富津地区では、汚水ます設置事業を実施しております。

続きまして、(2) 経営指標に関する事項ですが、経営の健全性を表す指標であります経常収支比率は、107.8%となっており、健全な経営水準とされる100%を上回っている状況です。

また、下水道使用料の料金水準の妥当性を示す経費回収率は、106.3%となっており、事業に必要な費用を下水道使用料収入で賄っている状況となっております。

続きまして、前の方に戻りまして、2ページをご覧ください。

令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業決算報告書について、ご説明申し上げます。

初めに、施設の維持管理などを行うための収益的収入及び支出における収入でございます。

第1款下水道事業収益は、表中の右側の決算額の欄をご覧ください。30億8,937万9,053円となりました。

第1項営業収益11億3,316万5,112円は、下水道使用料、雨水処理費に対する関係市負担金、認可区域外流入負担金及び下水道検査手数料等となります。

第2項営業外収益19億5,621万3,941円は、預金利息、高度処理費等に対する関係市負担金、当該年度の減価償却費相当分を収益化した長期前受金戻入などになります。

次に、支出でございます。

第1款下水道事業費用は28億4,519万6,660円となりました。

第1項営業費用27億2,318万8,962円は、管渠、ポンプ場、都市下水路、処理場の維持管理及びその業務に携わる職員の給与費等及び固定資産の減価償却費となります。

第2項営業外費用1億2,200万7,698円は企業債の支払い利息、消費税及び地方消費税の支払い費用となります。

次に、下水道施設の建設改良事業などを行うための資本的収入及び支出における収入でございます。

第1款資本的収入は、表中の右側の決算額の欄をご覧ください。6億6,568万5,133円となりました。

第1項企業債2億1,810万円は、下水道施設の建設改良費に係る借入金となります。

第2項出資金2億9,924万4,000円は、関係市出資金となります。

第3項補助金1億4,718万7,273円は、建設改良費のための国庫補助金となります。

第4項負担金115万3,860円は、下水道整備に伴い徴収した受益者負担金となります。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は9億1,724万139円となりました。

第1項建設改良費4億5,743万4,973円は、処理場の建設改良費や管渠等の建設事業費、これらに携わる職員の給与費等になります。

第2項固定資産購入費4,229万1,634円は、処理場施設用地の土地購入費及び発電機の購入費となります。

第3項企業債償還金、4億1,751万3,532円は、下水道施設の建設改良事業のため、平成4年度から平成30年度まで借り入れました企業債元金の償還金となります。

表中の翌年度繰越額の欄をご覧ください。

地方公営企業法第26条の規定による繰越額は、1,910万円となり、また、継続費逐次繰越額は1億3,600万円となりました。

なお、資本的収入および支出における不足額につきましては、補填財源により補填をしております。4ページをご覧ください。

損益計算書でございます。これは、令和3年度中の収益的事業に関する損益を算定したものになります。下から4行目に当年度純利益が記載されておりますが、2億1,840万4,515円の利益となりました。

次に、5ページをご覧ください。

剰余金計算書でございます。これは、令和3年度中の増減を表したものになります。上の表、右端の欄に資本合計の欄がございますが、当年度変動額としまして、上から3段目、関係市からの出資金2億9,924万4,000円とその下の当年度純利益2億1,840万4,515円が増加しております。その結果、当年度末残高は、41億5,644万2,292円となっております。

下の表は剰余金処分計算書でございますが、当年度は、剰余金の処分は、ございませんでした。

6ページをご覧ください。

貸借対照表でございます。これは、令和3年度末時点における資産、負債及び資本の状況を表したものになります。

初めに、資産の部でございますが、1の固定資産は、取得した処理場やポンプ場などの土地、建物や污水管等の構造物などがございます。

次に、2の流動資産は、現金預金、下水道使用料の未収金などがございます。固定資産と流動資産を合わせた資産合計は、348億3,981万808円でございます。

次に、7ページをご覧ください。

負債の部でございますが、3の固定負債は、建設改良事業の財源に充てました企業債でございます。

4の流動負債は、令和4年度に償還を予定する企業債の元金や令和3年度末の未払い金などがございます。

5の繰延収益は、建設改良事業で取得した国庫補助金などの長期前受金と令和3年度末までに長期前受金を収益化した合計額でございます。固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は、306億8,336万8,516円となっております。

次に、資本の部でございますが、6の資本金は、関係市からの出資金などになります。

7の剰余金は、国庫補助金などの資本剰余金と令和2年度からの純利益の積立てである利益剰余金となっております。

下から2行目、資本金と剰余金を合わせた資本合計は、41億5,644万2,292円となり、一番下の負債

資本合計は、348億3,981万808円となっております。

次に、14ページをご覧ください。

(1) 業務量の令和3年度の欄をご覧くださいと思います。

行政区域内人口12万4,103人に対し、処理区域内人口が5万9,227人ですので、上から4行目のとおり下水道普及率は47.7%となり、前年度比で1.9ポイント増となりました。

その下の水洗化率は、処理区域内人口のうち水洗化された人口の割合となりますが88.4%となり、前年度比で1ポイントの増となっております。

有収水量は、580万2,901立方メートルとなり、前年度より、2万6,309立方メートルの増となっております。しかし、年間汚水処理量が、874万2,020立方メートルと前年度比で62万8,030立方メートルと大幅な増加となったことから、有収率は、66.4%と前年度比で4.8ポイントの減となっております。

原因といたしましては、雨水や地下水などの不明水の混入であり、今後も管渠の点検調査など不明水対策を継続的に実施してまいります。

以上で認定第1号の説明を終わります。

次に、議案書に戻りまして、6ページ、7ページをご覧ください。

報告第1号 令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計継続費繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和2年度に継続費設定しました君津富津終末処理場ストックマネジメント更新事業につきましては、令和3年度の予算計上額1億6,400万円と、令和2年度からの通次繰越分1億400万円の合計額2億6,800万円を令和3年度の継続費として、主に沈砂池ポンプ棟の建設改良工事等を実施しましたが、沈砂かき揚げ機の設置や電気工事など、令和4年度に繰り越しましたので地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、繰越計算書を調製し、これを報告するものでございます。

次に、議案書の8ページ、9ページをご覧ください。

報告第2号 令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

君津富津終末処理場ストックマネジメント更新事業につきましては、令和3年度の設計業務委託の事業であり、予算計上額4,922万4,000円のうち、国の令和3年度第1次補正予算を活用し、令和4年度に予定していた最初沈殿池の機械電気詳細設計業務を前倒しした1,910万円を令和4年度に繰り越しましたので地方公営企業法施行令第26条第3項の規定により、繰越計算書を調製し、これを報告するものでございます。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

報告第3号 令和3年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

この資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、公営企業の経営の健全性を判断するため設けられた指標でございます。

団体の資金の不足額を事業の規模で除したもので、経営健全化の基準値は、20パーセントとされております。

別冊の議案参考資料の6ページをご覧ください。

資金不足比率算定表でございます。この算定表に基づき算定したところ、(1)の流動負債から企業債等を控除した金額1億2,120万8,000円に対し、(3)の流動資産の金額が8億7,087万円であり、流動資産の額が流動負債の額を上回ることから(8)のとおり、剰余額が7億4,966万2,000円となり、資金不足は生じていないことから、資金不足比率は算出されておられません。

以上で、議案第1号及び認定第1号並びに報告第1号から報告第3号についての補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(石井志郎君) 以上で補足説明を終わります。

これより、議案ごとに順次質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(石井志郎君) ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第1号に対する討論を行います。

(「なし」との声あり)

○議長(石井志郎君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石井志郎君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

代表監査委員から審査結果についての報告をお願いいたします。

代表監査委員、磯貝昭一君。

(監査委員磯貝昭一君登壇)

○監査委員(磯貝昭一君) ただいま認定に付されております令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計決算の審査の結果をご報告いたします。

令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計決算について、磯貝清委員とともに、去る8月30日に審査を行いました。その結果につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書のとおりでございます。

決算書及びその他法令で定められた書類は関係法令に準拠して作成され、決算に関する計数は関係諸帳簿及び証拠書類に符合しており、計数も正確であると認められました。また、予算の執行についても、おおむね所期の目的に沿い、効率的に執行されているものと認められました。

以上で、決算審査の結果報告といたします。

○議長(石井志郎君) 代表監査委員の審査結果の報告が終わりました。

次に、認定第1号に対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑

を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(石井志郎君) ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、認定第1号に対する討論を行います。

(「なし」との声あり)

○議長(石井志郎君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

認定第1号 令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(石井志郎君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、報告第1号 令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計継続費繰越計算書についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(石井志郎君) ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、報告第2号 令和3年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算繰越計算書についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(石井志郎君) ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、報告第3号 令和3年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率の報告について、代表監査委員から審査結果についての報告をお願いいたします。

代表監査委員、磯貝昭一君。

(監査委員磯貝昭一君登壇)

○監査委員(磯貝昭一君) 令和3年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率の審査の結果をご報告いたします。

令和3年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率について、去る8月30日に決算と併せ審査を行いました。その結果につきましては、お手元に配付してあります経営健全化審査意見書のとおりでございます。

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載いたしました書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

令和3年度の資金不足比率は、資金不足が発生していないため、算定されず、特に指摘する事項はございません。

以上で、資金不足比率審査の結果をご報告といたします。

○議長(石井志郎君) 監査委員の審査結果の報告が終わりました。

次に、報告第3号 令和3年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率の報告についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。

ますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(石井志郎君) ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の全部を議了といたしました。

○

管理者挨拶

○議長(石井志郎君) ここで閉会に当たりまして、管理者から挨拶があります。

管理者、石井宏子君。

(管理者石井宏子君登壇)

○管理者(石井宏子君) 閉会に当たりまして、一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり可決、認定をいただき、誠にありがとうございました。

さて、このたび本組合議会の議長に石井志郎議員が選出され、ここに新たな体制が整いましたことは、誠に心強く、心からお祝い申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をご期待申し上げます。

引き続き、快適で暮らしやすいまちづくりを目指し、処理区域の整備に努めてまいりますので、議員皆様のお力添えをお願い申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長(石井志郎君) これをもちまして、令和4年第2回君津富津広域下水道組合議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

令和4年10月4日午後2時45分

閉会

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年10月4日

君津富津広域下水道組合議会議長 石井志郎

署名議員 磯貝清

署名議員 平野英男